

京都市告示第735号

京都芸術センターの指定管理者である公益財団法人京都市芸術文化協会から、京都芸術センター条例第4条ただし書の規定に基づき、京都芸術センターの図書室の臨時休室について次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和5年3月30日

京都市長 門川大作

臨時に休室する日

令和5年 4月28日(金)

5月31日(水)

6月30日(金)

7月14日(金)、15日(土)、16日(日)、31日(月)

8月31日(木)

9月29日(金)

10月30日(月)

11月30日(木)

12月25日(月)

令和6年 1月31日(水)

2月28日(水)

3月29日(金)

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)